

保健所提出日→ 令和〇年 〇月 〇日

葛飾区保健所長 あて

変更がある場合は、  
別途届出が必要です

開設者

住所 千葉県千葉市〇〇1-2-3

氏名 株式会社〇〇  
代表取締役〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

ファクシミリ番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

〔法人にあつては、名称、主たる事務所  
の所在地及び代表者の職氏名〕

施術所開設届出事項中一部変更届

施術所の開設届出事項を変更したので、柔道整復師法第19条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名称	〇〇整骨院		
2 開設の場所	葛飾区 〇〇3-4-5 電話番号 〇(〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇 〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇		
3 開設年月日	〇年 〇月 〇日 開設		
4 変更した理由	従業員入職・退職のため		
5 変更した事項	旧	新	確認
<input checked="" type="checkbox"/> 業務に従事する 施術者の氏名 <input type="checkbox"/> 構造設備の概要 <input type="checkbox"/> その他	〇山 〇夫 〇川 〇子 〇谷 〇美 …①	〇山 〇夫 〇川 〇子 〇木 〇郎 …②	
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">           〇谷 〇美が、令和2年1月1日に退職し、            〇木 〇郎が、令和2年1月3日に入職した場合         </div>		
6 変更年月日	①令和2年 1月 1日 ②令和2年 1月 3日		

(注意)

- 該当する□の中にレ
- 変更事項が業務に従
- 変更事項が構造設備

副本が必要な場合は

★注意事項

- ・入職した方の柔道整復師免許証原本を確認します。
- ・変更年月日(入職日)が、柔道整復師免許証の登録年月日より前の届出を出すことはできません。
- ・この届出は、変更事項が発生してから10日以内に提出してください。事前の提出はできません。
- ・届出提出後に内容を修正することはできません。
- ・副本が必要な場合は、提出書類を2部ずつご用意ください。
- ・副本は再発行していません。厚生局等に提出する際は、コピーを取ってから提出してください。